

近世前期徳島藩における御林制度

町田 哲

(キーワード：日本近世、徳島藩、触、山、御林、野山)

はじめに

徳島藩領における林野区分について、かつて津川正幸氏は、次のように分類した⁽¹⁾。

①藩が管理収益主体の林野

御林 ……領主が直接使用収益した山。

定請山 ……御林のうち、年々運上金上納等により年季を限って樹

木稜採取を藩が許可した山林。

取山 ……御林のうち、藩が木材売人に永代請所として貸下げた

山林。

②村が管理収益主体の林野

野山 ……村民が稗肥草を採取する山林。

稼山 ……百姓が家業の為に用材・薪炭材を採取した山林。

③個人が管理収益主体の林野

検地名負山 ……個人が用材・薪炭材等を伐採した山林。

氏は、このように管理収益主体を軸に類型化しており、その限りにおいて概ね正しく、のちの『徳島県林業史』⁽²⁾や、林業経済史の立場から木頭林業の展開を追った有木純善氏の労作『林業地帯の形成過程』⁽³⁾においても、基本的に踏襲されている。しかし、右の全般的な類型では近世における時期的な展開差が考慮されていない。例えば御林の中からのような過程を伴って定請山や取山という形態

が頭れるのか、あるいは御林と野山とが隣り合うような場において如何なる問題が生じていたのか、こうした点が課題として残されている。総じて、山林の類型化を、歴史的展開差や地域的な広がりの中で、捉え直すことが求められるよう。

しかし、右の課題のすべてを一挙に解決することは難しい。藩の山林政策や、個々の山と地域の実態を丁寧に検討することが求められよう。そこで本稿では、その再検討の第一歩として、「御林」関係の触から、近世前期徳島藩における御林制度の歴史的展開を解明し、あわせて関連する山林政策のあり方も含めてその特徴を明らかにしたい。その際、触の多くは、ある事象に対して対外的に出されたものが多いことから、それぞれの背景にどのような事象が存在したのかを想定しながら、御林政策を系統的に理解するようにしたい。

なお、徳島藩の触については、すでに『藩法集3 徳島藩』⁽⁴⁾がある。徳島藩では、天保期に、それまで藩内で出された法令を、おおむね網羅し、役所ごとに関連する法令を「元居」⁽⁵⁾として集めた。これを基礎に編纂したのが『藩法集』である。その解題によれば、初期には藩主名判による「申渡」や「定」、あるいは御仕置家老から直接御目付・本メを通じて、諸奉行へ「覚書」の形で命じられたものが多く、これらは厳密な意味では「触」とはいえない。しかし、この指示を受けて村々に実際に触れられているケースも多いことから、ここでは広い意味で「触」と捉え、「元居」のなかでも「郡方」「御蔵所勘定方林方御検見人」から御林に関わる触を編年的にピックアップして、系統的に検討を加えた。

一七世紀半ばまでの御林制度

(1) 御林関係史料の初見

近世初頭の御林については、領国全体に関わる触が出されることはなく、個別に藩側から指示が出される場合が大半である。しかも、「御林」の語は使われるには至っていない。

【史料1】『民政下』一九六〇頁⁽⁶⁾

急度申聞候、仍為公儀御用大栗山檜杉堅相留候、得共意政道不可有油断候、為其如此候、謹言

元和八 八月四日 ほうあん 宗一(印)

里村権左衛門とのへ

元和八年(一六二二)、蜂須賀蓬庵⁽⁷⁾が、里村権左衛門(不明、郡奉行カ)に対し、大栗山(現在名西郡神山町一帯)の杉檜を、「公儀御用」の利用を目的に以後の伐採を禁じ、その「政道」(管理)を徹底させる指示である。当時幕府より度重なる普請役(大坂城修築等)が課せられていたこと⁽⁸⁾を勘案すれば、「公儀御用」とは、幕府からの普請役賦課と考えてよいだろう。つまり、特定の山の特定の樹種が、幕府からの公儀普請役賦課への対応として設定されているのである。あわせて、まだこの段階では、i 特定の山が、御林として公儀普請役や御用木確保を目的に設定されていく方向(Ⅱ御林化)と、ii 特定の樹種の伐採を禁じる動向(Ⅲ五木・七木の伐木禁止)とが、未分離の状態であると考えられる。

(2) 御林からの盗伐取締り

次の御林関係の触としては、承応元年(一六五二)年十一月のものがある。

【史料2】『藩法集』二二一九⁽⁹⁾

一、久井谷 一、折宇谷 一、登り尾 一、長者ヶ平
一、蔭権太 一、矢那瀬 一、葛谷 一、赤松山
一、大用内 一、澤谷 一、尾尻山 一、太龍寺山
右拾式ヶ所御留山之外、諸材木木頭中島奉行方へ相断、海郡郡百姓共材木ニ可仕候、此旨可被申渡候、以上

承応元年霜月十五日

長谷川越前
山田 豊前

蜂須賀山城
賀島 主水

佐野伊兵衛

長谷川越前から家老四人が、南方郡奉行佐野伊兵衛に宛てた内容で、ここに掲げた一二ヶ所の御留山以外の諸材木については、木頭中島奉行に報告すれば海郡郡百姓の材木としてよいという指示を、管轄下に申し渡すようにという内容である。ここではまず一二の御留山の存在が注目されよう。いずれも那賀川上流・中流域に点在しており、基本的に(百姓による)樹木伐採・下草採取が禁じられた「留山」であった。また本文の内容から、①那賀川流域の御留山はこの段階で、以上の一二ヶ所を中心としていたこと、②「御留山」を限定することと表裏の関係で、それ以外の山からの材木伐出しを認可すると同時に⁽¹⁰⁾、③その流通を木頭中島奉行が掌握するという方向性が明示されたこと⁽¹¹⁾、がわかる。

なお、この二年後にあたる承応三年(一六五四)八月三日には、次のような指示が家老から出されている。

【史料3】『藩法集』一五四〇

一、那賀郡横石山之内、しるさうの尾より、だうきしの尾、並やけかれの裏迄、先年より御留山ニ被仰付置候條、若御法度相背者於有之は、曲事ニ可被仰付候間、常々無油断可相守者也

承応三年八月三日

長谷川越前
山田 豊前

山守久右衛門かたへ

横石山(前掲史料2「赤松山」に隣接)が、これ以前から「御留山」であるが、その領域を確定し、その上で「山守」久右衛門に取締を指示したものである。久右衛門は、横石山の御林番人野村家のことであり、触の中では御林番人の初見にあたる。横石山という、御留山に設定された個別の山に対して、担当の山守が設定されていた点がかがえよう。また、家老から直接御林番人に指示が出されているという異例さは、直前に「御留山」横石山に何らかの問題が発生していた可能性をおわせるが、詳細は不明である。いずれにせよ、個別の山を対象に「御留山」の取締の強化をあらためて打ち出している点が特筆されよう。

ところで、史料2・3は木頭地域を対象とする地域特定型の山林の材木伐り出し統制の触やそれに連動する対処であったが、この時期には期を一にするよう

に、領内全域を対象とした藩による山林統制の動きも活発化していく。

第一は、特定樹種の伐採禁止である。徳島藩では、承応二年（一六五三）二月六日に、領内での七木伐採禁止が触れられた¹²。七木とは、桐・柏・楠・桑・朴・楓・とちである。また遅くとも寛文期までには、五木すなわち松・柗・杉・檜・楊梅（ヤマモモ）の「留置」が命じられている¹³。いずれもその対象は御林に限らず、領内のすべての地における特定樹種の伐木禁止である点に特徴がある。

第二は、御林における盗伐の禁止である。例えば、承応三年（一六五四）八月一五日に、家老長谷川越前・山田豊前が「御鉄砲八人」に、諸所の番所での改御用を指示した達書には、他国から米・酒を持ち込む者の取締り、諸運上や年貢上納の滞納者の取締り等とならんで、「一、山里御林其外竹木等猥ニ盗伐取申者於有之は聞立可申事」という箇条がある¹⁴。つまり、番所において、御林等からの竹木の盗伐取締りを徹底させているのである。

つづく承応四年（一六五五）二月二七日には、馬詰半兵衛・稲田四郎左衛門を通じて郡奉行管轄下に次のような覚が下されている。

【史料4】『藩法集』一一三〇

覚

一、御国在々給地分井普請井用水ためニ御林之内ニて杭木・榎木等被下来候へとも、自今已後ハ被下間敷旨被仰出候、但代物ニて申請ニおいてハ可遣候、被下候わて不叶所は至其時可令吟味由、馬詰半兵衛・稲田四郎左衛門を以二月廿七日被仰出候、以上

阿波国内で、地方知行分における用水普請用の杭木・榎木として、従来は御林から支給してきたが、以後、これを基本的に禁止する原則が示されている。御林の資源はあくまで藩直轄地（御蔵地）に関わるものであることを徹底する内容だが、代物の申請または、事情の吟味により支給される場合もあるとの指示から、その主眼は、御林からの無断での給地分用水用杭木・榎木の伐出し禁止にあったと理解できよう。つまり御林利用の統制を徹底させているのである。反面、御林の木が杭木・榎木といった勸農用水普請にも利用される面があったことも窺い知ることができよう。

明暦元年（一六五五）一二月三日には、家老山田豊前から御林奉行に対し、御林からの柴薪の盗取について、過銀（歩荷には一人五匁、馬荷には一〇匁、人馬

には一五匁）を申し付けるように命じられている¹⁵。御林からの盗伐が後を絶たなかったのであるが、ここでの主な取締りの対象は、柴薪とある。このことから、燃料や刈敷等を欲する御留山近隣の百姓らが留山に入り、柴薪を確保しようとする実態があったといえよう。藩の立場からすれば、彼らの行為は「盗伐」「盗取」だろうが、百姓らにとってみれば生活資源の確保のためであったのだろう。

加えて、分一番所に対して、翌年六月一日に、「一、分一於番所ニ不相断、歩ニても船ニてもぬけ通者於有之は、其木数一倍之過料可被召上置事」¹⁶と、分一番所に無断で木材を抜荷させる者からは、「木数」の二倍の過料をとるように指示が出されている。御林との明示はないが、「木」の抜荷が問題となっているのは明らかである。分一制度という流通統制部分から、御林からのものを含む木材抜荷の取締りを徹底させているのである¹⁷。

(3) 御林の領域確定

こうした御林盗伐への対処の一つとして、御林の領域確定という方向性も、本格的に加わっていく。次の史料は、万治元年（一六五八）三月、木頭代官三人に対し、家老から出された申渡書である。

【史料5】『藩法集』一五五五

一、麻尻山は、谷口より二股石仏之尾、笹の内朽木ヶ尾迄、谷わけ、同裏分上ハ朽木ヶ尾より笹之たう道休ヶ丸迄尾切
一、葛谷、下は大つゑより影ハ椎の尾、同裏は彦太夫尾、上は鷹之尾横石境くみせの休場迄尾切

一、横石山、下はしるさうの尾崎たび切両平、上は葛ヶ谷山境ししやいつは岩すかう日和佐道尾切
右三ヶ所之御留山、弥堅可申付旨、本庄兵右衛門・古屋七右衛門・今枝与三兵衛ニ申渡、右之御留山ニ添林有之ニ付、何も相談を以、自今以後添林ハ御明被成候旨申渡

一、御朱印谷之内のほり尾山、下ハ御朱印谷口より老間木屋の谷影ノ尾切、上ハ南川筋吉井谷、同裏之尾切ぬたくほまで尾通り

右は御留山、今度吟味之上を以、林添共ニ弥堅御留林ニ可申付旨、右三人へ申渡候

一、南川筋大谷の内、下ハくらかり谷より、上ハ高天子迄之間ニ、海部榎木

屋山より之はへこし尾切

右之御留林、今度吟味之上を以、自今已後御明被成旨、右三人へ申渡候

万治元戌年三月十九日

ここでは、那賀川上流・中流にある麻尻山(出羽村)、葛谷、横石山、御朱印谷、南川筋大谷といった御留山ないし御留林⁽¹⁸⁾の領域を確定している点が注目される。しかしそこへの対処は、ここでは3種類みられる。

a 御留山で、添林は「御明」
 …… 麻尻山・葛谷・横石山
 b 御留山・添林ともに「御留林」に設定
 …… 御朱印谷のうちほり尾山
 c 御留林を以後「御明」に
 …… 南川筋大谷

このうち、a cにみえる「御明」とは、「留山」対象外にすることを意味するのだろう。わかりにくいのが、a bの記載にみえる、御留山の周囲に附属する「添林」の存在である。その実態は今のところ不明であるが、少なくともこの触以前は、御留山と添林とが連続している実態があったが、添林部分を「留山」対象外としたのがa、「留山」内に確定したのがbということになるか。今回の領域確定により、継続して留山の部分と、「御明」の部分とを明確にし、そのことによって取締りを徹底させているのである⁽¹⁹⁾。

一方、「御明」部分は、あくまでそれ以前までは留山ないし留林であったという事を意味する。a bはもとより、cでは一定範囲の御留林すべてが「御明」にされている。このことから、今回の留山・留林の領域確定は、山の尾根・谷といった地形を基礎にしながらも、何らかの山の状態(伐出の有無等)をも勘案してなされている可能性が高いといえよう。だとすれば、御留林からの藩による伐り出しが進んだ部分については、御留山・御留林の対象から外すということであり、「御留山」「御留林」の対象は、必ずしも一度設定されたら永久に固定されるものではなく、山の状態により変動していたことになる。藩の御用材を確保する山、という「留山」の性格がここにも現れている。

ここでみられる御林の領域確定は、史料2にみえる那賀川流域の一二の御留山のすべてではない。よって、制度的に、全藩領的にあるいは地域内の御林すべてを対象に実施されたわけではない。しかし、那賀川上流・中流の御林において領域確定がまとめて実施されたという点は、個々の御林の事情を越えた課題として理解されていたことを物語っているのではないか。

(4) 小 括

このように一七世紀中頃には御林からの盗伐が横行している実態があったこと、それに対し一七世紀中頃、それも承応元年(一六五二)〜万治元年(一六五八)という短期間に、御留山の領域強化を伴いながら、山元・流通の両面から御林盗伐の取締りを徹底させる指示が頻繁に出されている点が注目される。しかも、これらの指示は必ずしも体系的に出されるのではなく、いずれも対処的に、しかし次々と出されている点に留意しておきたい。また、この段階において留山は、必ずしも永続するものではなく、藩の御用材確保を本質としていることから、その目的が終われば明山として留山対象外となる場合がみられた。

ところで、こうして保護された御林や五木・七木は何を目的に利用されたのであろうか。前述のように幕府からの軍役賦課に藩が対応するための御用材確保がまずあるが、時代が下るにつれてむしろ多く確認できるのは、藩の屋敷普請や藩船としての御用材確保である。当該期のもとして管見の限り唯一確認できるのは、明暦・万治期の江戸屋敷普請のケースである。徳島藩の江戸屋敷は、明暦三年(一六五七)一月のいわゆる明暦の大火で類焼に逢っている。一八日の本郷本妙寺から出火、一度はおさまったものの翌一九日には小石川より再度出火し、江戸城本丸などが焼けた際、徳島藩の上屋敷・中屋敷・土手屋敷も類焼した⁽²⁰⁾。以来、上屋敷・中屋敷および土手屋敷の作事を継続していたが、そこで必要とされた普請材・職人・日用および調達物を作事奉行が書き上げた内容をまとめたのが、次の表1である。

三つの普請現場でのべ一二十万人を超える職人(国元からの派遣を含む)が雇用されていると同時に、のべ五万二千人もの日用人等が現地で雇用されている点が興味深い。ここでは表の上半分の普請材料に注目しよう。構造材である杉・檜・樅等による角木はもちろんのこと、月役(つきやく、板葺用の割木)や、枌(そぎ、屋根葺き用の薄板)といった屋根板材、あるいは軒板である軒付小板など、膨大な量の木材がみえる。また、竹・釘・畳表・煮煤玉(板の色つけ・防腐のために使用する煤か)等がある。特筆されるのは、いずれも「御国元より廻ル」とあるように、領内から徴発された物という点である。欄外にみえる檜の葺板・縁長押といった特定の材だけは大坂の材木市場で確保されたようだが、これだけ多くの材のすべてが領内から供出されたのである。残念ながら供出元については一切不明だが、とりわけ材木類は、御林または五木等から確保されたものと

表1 徳島藩江戸屋敷普請における諸材木・職人・日用人・費用

内容	上屋敷作事	中屋敷作事	土手屋敷作事
松杉檜梅樅、引物・角木、志々料とも、御国元より廻ル	12767本	16898本	3264本
月役、同上	11304丁	11584丁	5445丁
杉檜樅、板、同上	5605枚	6878枚	1228枚
杉粉、同上	1388束	9950束	201束
杉、軒付小板	200俵	436俵	-
から竹、同上	591本	738本	-
なよ竹、同上	651束	766束	290束
鉄釘大小、同上	342690本	398620本	102480本
御畳表、同上	803枚	464枚	-
帳紙、同上	53束	47束	8束
煮煤玉、同上	779	696	-
竹釘、同上	5石5斗	4石5斗	-
大工・木挽・桶大工・左官・屋根葺・石切・張付師	49460人 (賃銀87貫681匁)	71346人 (賃銀121貫745匁9分)	1730人(張付師なし) (賃銀4貫247匁8分)
御手役人、明暦4年4月12日～3月13日	32204人	31795人	4128人
日用人、同上	26159人 (賃銀27貫949匁5厘)	26319人 (賃銀28貫82匁4分)	3581人 (賃銀3貫821匁)
御国大工・木挽并人足・御役人、昼扶持方	米798石6855 (代銀36貫739匁5分3厘)	米901石9015 (代銀41貫487匁4分7厘)	米13石968 (代銀642匁5分2厘)
大工・木挽仕候請銀	-	-	銀7貫398匁8分
江戸で万調物代銀、明暦4年4月12日～3月13日	銀80貫942匁6分6厘	銀95貫258匁5分	銀13貫271匁5分

典拠：万治2年（1659）「江戸所々御屋敷御作事二付諸品御調御入目之覚」（国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』文書番号1083）

備考：このほかに、「檜しとみ板」や「檜ふち長押」については、大坂で調達し、江戸に下している。

考えて、ほぼ間違いなからう。御林は、本源的に藩御用木の供給地として位置付けられていたのである。

二 新林の設定

(1) 触にみる御林増加策

こうした御林取締の一方で、ほぼ同時期から新規の御林設定に関する触が散見されるようになる。次の史料は、万治三年（一六六〇）五月に、御蔵奉行と朝川所右衛門（御林奉行カ）に対し出された指示である。

【史料6】『藩法集』一五五八

覚

一、常々心懸何にても林二仕り可然山、目路見可申付之旨、朝川所右衛門二被仰付候

一、御両国中在々新開之儀、只今迄は年数相極御年貢被召上来候得とも、自今以後は随其所柄二、年数相延御年貢可被召上之旨、御蔵奉行並朝川所右衛門二其所柄御吟味可仕之旨被仰出候

右両條子五月廿四日二稲田四郎左衛門・伴藤太夫を以被仰出候

一条めでは、林にすべき山がないか、日頃から「目路見」することが指示されている。これは、従来御林ではなかった山を新たに御林に組み込むためのものと考えられる。一方、二条めでは、新開後の年貢収取について、従来、領内一律の年貢徴収期間を設定し優遇措置を実施していたものが、以後、場所柄に応じて徴収期間の延長と、その際の吟味をおこなうことが命じられている。既にこの時期には新開、すなわち新田開発の拡大が目指されているが、注目したいのは、こうした新開地からの年貢徴収の拡大と連動して、新御林の設定が目指されている点である。年貢増収と同列に、藩による山資源の調達および財源の拡大が目指されているのである。

こうした藩による御林拡大の動きを確認できるのが、寛文十一年（延宝元年（一六七一）～七三）である。次の史料は、寛文十二年（一六七二）七月、国元の御仕置家老賀島主水による政策実施の伺いに對し、江戸家老山田豊前がそれを承認する藩主の意向を伝えた御用状控の一部である。

【史料7】『寛文拾弍年御国元へ之扣』（国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』

二六三(三)

覚

一、所々野山、御林ニ可被仰付候条、在々百姓共存寄無之候哉と先年相尋候所、其在所之外遠所々障候付、只今迄不被仰付候、弥村々令吟味百姓共迷惑不仕様ニ御林ニ被仰付所、御明置被成所、其山々境目ヲ立御意可被成哉之事

一、所々ニ在之御林并檢知共ニ、竹木有来御番人之外ニ其所々之百姓人柄吟味仕、棟役御免被遊御預置可被成哉之事

一、野山之内、百姓かせき山ニ成候所御指除、其外ニて売人請所ニ可成所、郡御奉行御代官見立・聞立申上候様ニ被仰付可然哉之事

一、山里共田畠ニ不罷成、何ニ而も植置可然所、見立次第、茶・楮・漆・桑、其外苗木類植置、連々被植申者之勝手にも罷成候様ニ被仰付可然哉之事

(以下の簡条略)

右之紙面奉入御披見、被聞召届候、外ニ障義無之候ハ、夫々ニ可被申付旨御意候、(以下略)

七月五日

豊前

主水殿

第一に注目されるのが、一条めで「所々野山」を御林に取り込む方針が明確に示されている点である。また三条めも、「野山」のうち百姓稼山を除いて、売人(請負人)の請負が可能なる山があれば、それを郡奉行・代官が見立てて申し上げるよう命じることが確認されている。売人に請け負わせる前提には御林でなければならず、この簡条も実質的に御林拡大の方針に連動するものと理解できる。また、請負を前提とした御林化の方向性を看取できよう。その一方で注目される第二は、百姓の立場にも注意を払っている点である。特に一条めでは野山の御林取り込みについては、先年既に百姓側に問い合わせたところ、当該の村以外の遠方から不満があがったため、これまでは御林に取り込むように命じてこなかったとの事情が示されている。その上で、百姓らの迷惑にならないように、御林化とする場所と、御林対象外とする場所と、それぞれの境目を明確にすることが示されている。こうした藩政中枢部の慎重な姿勢は、この指示書をうけ、二ヶ月後の九月三日に国元で出された触の中に、さき的一条めの文言が出ていないことから伺えよう。

【史料8】『阿淡御条目』二二

覚

一、御国中野山分、松・柗・杉・檜・楊梅、右五木ハ御留置、其外下草等は唯今迄之通可被下置候、縦雖為野山百姓持山之儀可各別事

一、所々ニ有之御林并藪共、有来御番人之外ニ其所之百姓中棟役御赦免被成御預ケ置被遊候条、人柄吟味仕可申上事

一、山里共田畠ニ不罷成所見立次第、茶・楮・樺・桑・菓類等植置、又ハつき木可仕候、其者勝手ニ罷成候様ニ可被仰付事 (以下の簡条略)

傍線のある部分が、史料7と文面が異なる文言である。なお史料7の三条めは、史料8には示されていない。そのほかの簡条は、ほとんど文面が同じであるにもかかわらず、一条めだけは、まったく異なる文面となっている。すなわち、領内の野山において、伐採が禁止されている五木以外は、これまで通り百姓ら刈り取ってよいという内容である。ただし個人占有による「百姓稼山」は除外されている。このように、藩閥内では明瞭であった野山の御林化について、百姓らに対しては明示されず、むしろ野山の五木以外の伐採許可を確認し、あわせて「百姓稼山」での五木伐採許可という規制緩和が「恩恵」的に示されているのである。

ところで、この中で五木伐採禁止は継続されているが、承応二年(一六五三)に触れられていた七木伐採禁止はどうなったのだろうか。実は前年の寛文十一年(一六七二)九月一八日には次のように七木伐採禁止の解除が触れられている。

【史料9】『民政下』一九六八〜七一頁

一、桐柏楠朴橡桑槻、此七木従先規御法度雖被仰出、自今以後御指免被成之条、勝手次第仕出可申、於然は柏楠桐は四分一、朴橡桑は五分一、槻拾本付四本可被召上之、附分一之外に三步之口銭被召上来候へ共、向後口銭御赦免被成事

ここでは、単に七木伐採が解除され百姓が自由に切り出せるようになっただけでなく、樹種に応じて切り出す際に分一上納が義務づけられている点が特筆されよう(2)。つまり藩側は、百姓に七木伐採を許可しつつ、そこで切り出された七木に分一を賦課することで七木を確保するという方針を転換しているのである。

こうして、藩による新たな御林政策は、一方では新たに野山も御林に取り込み(そこには請負も含まれるが)、もう一方では野山の百姓による七木伐出を推進し、そこから分一を徴収するように転換した。藩による財源確保をより進展させ

ようという点が明確である。しかも御林を取り込みつつも、「百姓共迷惑」になることに對し慎重にし、「百姓らによる野山等の七木伐採を推進する方向である点で、藩からすれば百姓の利害保全を果たしながらの御林取り込み政策といえるであろう。しかし、百姓らにとって野山の御林化はいかなる意味をもったのだろうか。御林に取り込まれようとする野山が、百姓にとって不要な山であれば別だが、百姓が木材を伐出しあるいは下草等を利用しようとする野山と、藩が御林に取り込もうとする山が重なる場合、そこには大きな矛盾が顕れざるを得なかったのではないか。事実、その後の触をみると、百姓側による表だつた反対こそないが、「盗伐」が頻出している。「盗伐」の中に百姓の反発の姿を読み取ることができよう。

こうした百姓側の反発を胚胎する中で、新たに設定された御林は、「新御林」と呼ばれた。延宝元年（一六七三）九月に家老から郡奉行に宛てられた次に見る触は、管見の限り「新御林」語彙の初見である。

【史料10】『藩法集』一五七三・二一七

覚

一、萱野・松・柴・柵御林え牛馬入候ハ、牛馬主より壱疋ニ付科料五匁、村之庄屋五匁、其村中より五匁、並御留野山・新御林刈取於申ニハ、苧主雖不相頭候、其村中より苧跡其品壱倍被召上、外ニ村科銀拾匁可出候事
一、右御林柴・萱諸木枝下仕ニおゐてハ、盗申木萱壱倍被召上外、盗主壱人ニ科銀五匁、村之庄屋五匁、其村中より拾匁、付、御林諸木根伐仕ニおゐてハ、根伐之木一倍被召上外ニ、盗主より科銀拾匁、村之庄屋拾匁、其村中より拾匁可出之事

一、御留野之内にて御窺不申上、新開仕、或ハ野原出次隠置ニおいてハ、御吟味之上其科ニ可被仰付候、縦雖為同類訴人ニ於罷出は、其科指免、其上にて右之新開可申付事

右之趣共面々手先中へ可被申付候、以上

丑九月十八日

山田豊前 印

賀島主水 印

森 久兵衛殿

立木伝左衛門殿

岩田関右衛門殿

萱野や松・柴・柵で構成される御林に、牛馬を入れて林を確保しようとした場合、牛馬持ち主および庄屋、村中からそれぞれ過銀を徴収すること、また御留野山・「新御林」から下草を刈取、御林の枝下・根伐、御留野内の無断新開等に対し、本人に加えて村中にも科銀を取ることが決められている。

ここで注目される第一は、ここで対象となっている山の性格である。一条めにみえるような、牛馬の秣給源となる山、あるいは下草の刈取と対象となる刈敷給源の山、そして二条めにみえる萱諸木の枝下対象となる薪給源の山であり、その性格は重複する内容もあろうが、いずれも村の農業生産・生活に不可欠な要素を含む山が対象とされていたことがわかる。逆に言えば、こうした村周辺にある秣刈敷給源あるいは薪給源となるような雑木山がある程度包摂されていることになろう。「新御林」は、こうした村周辺の雑木山を包摂していく形で設定されたことを物語るのではないか。第二に注目されるのは、盗刈等は当人だけでなく初めて村中の責任となっている点である。これは村中にも責任を負わせることで、日常的な御林管理の徹底をはかろうとするものであるが、これも逆に言えば、村中のみで管理が可能であるような村周辺の山が御林に含まれていることを意味する。つまり、当該期に包摂された「新御林」には、村周辺の雑木山が多く含まれていたのではなからうか。

こうした盗伐禁止および過銀設定の動向は、次のような触にまで展開する。

【史料11】『阿淡御条目』一六七

一、在々御留山・御林并敷盗伐取者見付候節ハ、只今迄ハ過銀召上指上候へとも、自今以後其者ハ籠舎、又ハ品ニ分死罪ニ可被仰付候、庄屋・頭百姓并村中之儀ハ右盗人科之品応、過銀之輕重又ハ曲事ニ可被仰付候条、村々庄屋・五人組常々堅政道可申付候

右之趣、与下庄屋中へ申渡、小百姓ニ至迄急度可申触候、以上

寛文中敷

二月廿八日

内海弥五太夫

南方三郡与頭庄屋方へ触ル

南方郡奉行内海が、管轄する南方三郡（勝浦・那賀・海部郡）の組頭庄屋を通じて村々に触れたものである。ここでは御留山（初期からの御林）・御林および御敷からの盗伐について、従来の過銀から、籠舎または死罪へと厳罰化されている点が注目されよう。しかしその一方では、材木確保のためであれば、盗伐が見つ

かつて過銀さえ納めればよいとする者が多数頭れていることを想定させる。なお、この史料の出された年代を、『阿淡御条目』編者は「寛文中」と想定しているが、確定できない。もしこの想定が正しければ組頭庄屋の史料としては早い時期に属することになる。しかし、延宝元年の史料10の時点では、過銀が設定されているので、延宝元年（一六七三）以降、内海が隠居する元禄一〇年（一六九七）以前のもの、つまり一七世紀後半の触と、ここでは理解しておきたい²²。

(2)「新御林」と五木の伐採とその挫折

こうした盗伐の厳罰化を伴いながら、新たに雑木山を御林に取り込もうとする藩の動向を確認してきた。「新御林」化とでもいうべきこの動向の、地域における実態については別の機会にゆずるとして、一七世紀後半から一八世紀前半にかけての「新御林」をめぐる触から、その後の藩の御林政策の展開を探ってみよう。

【史料12】『藩法集』一五八四

一、御国中野山五木並新林根伐被仰付、其伐跡より御明被成候、尤障無之御林分は御立置被成候事

一、村々御林竹木・萱盗取候者、盗人は有来通科銀被召上、又は品二寄重科被仰付、庄屋科銀御赦免被成候事

一、竹木御林番人村継を以所々へ送状遣義停止被仰付候、但御番人方より当御地御奉行方え指越状之義は可為各別候、状日此度可為相定通候、付右番人村々へ罷出候節詰夫・送夫不被下事

一、生柄郷役被仰付候得共、御赦免被成、於御林御伐七被成候事
以上

卯月七日

御林奉行へ

天和三年（一六八三）四月七日に出されたこの触の発給者は明示されていないが、同日に、同じ内容を含む覚が家老賀島主水から郡奉行・御蔵奉行に宛てて発給されていることから、これも家老賀島からのものと推定できる。その内容は、一条目で、領内の「野山」における五木と「新林」での根伐を命じるものである。既に述べたように、一七世紀前半には五木の伐採禁止が命じられ、「新林」の伐採禁止も設定と同時に命じられていた。にもかかわらず、ここではともに一斉に伐採が命じられ、しかもその伐り跡は「御明」つまり「新林」の解除を命じる内

容である。藩側は、木材の伐採（皆伐カ）の対象を、野山の五木ならびに「新林」にまで及ぼし、その販売による収入確保を企図しているのである。これは従来の五木および「新林」の保護の方針を大きく転換する施策である。

興味深いのは、つづく部分で「障無之」御林についてはそのまま維持する旨が記されている点である。新林設定以前からの御林および新林でも「障」のない箇所については現状維持なのであり、逆に今回伐採すべきは「障」ある箇所ということになる。ではこの「障」とは何だろうか。そこで注目されるのが、今回伐採対象となる「新林」は、伐採後に百姓の山に戻される点、つまり従来は村や百姓個人の持山（野山）であった点である。おそらく野山の「新林」化に際しては、百姓側の反発も惹起させながらも、御林に取り込んでいくような、強行的な面があり、その反動への対処として、こうした措置が出されたのではなからうか。ちなみに、同日の郡奉行・御蔵奉行宛の覚書では、ここでの四箇条と並んで、郷中「餌犬代銀」や、郷中「筭（タケノコ）之皮代銀」の赦免、海部郡六ヶ所からの月役銀赦免、地方知行地から百姓夫役の一部免除、用人への薪百姓役の一部免除、往還道の松の伐採といった、百姓役・役銀免除の内容が列記されている²³。こうした百姓役負担の緩和の一環としても、新林解除が命じられているのであろう。しかし、この新方針は三年半後、貞享二年（一六八六）一月二三日に早くも撤回されることになった。

【史料13】『藩法集』一五八八

一、洪水之刻、在々為川除、差当御林之竹木伐遣申段不苦旨、先年被仰付候、右之段給知分之川除とも不苦候、尤給知分ハ追て相応之代銀可被召上候旨、可得其意由、林御奉行・藪御奉行へ申渡之、郡御奉行へハ先達而申渡候

一、御国中新林・五木林御伐セ、其跡より御明被成旨、去ル亥之歳被仰出候、然共、新林御伐セ被成間敷候、五木林之儀も先其通御差置可被成候、并新林伐跡之儀も御明被成間敷候、且又、那賀郡・三好郡在々・阿波郡伊沢村右所々御林并留添之内二御検地請之田島、切替畑次二為持山被下置、子細候ハ、可申上旨、右同年尋、百姓とも夫々申出候段達御耳候処、三好郡・阿波郡之者共不埒之儀申上候、那賀郡之内二も不埒之儀申出候得とも、其段御赦免被成、其通二御差置被成候、右之通郡御奉行中へ被仰出之

右之内五木林之伐跡之儀、亥歳已来之伐跡御差留不被成候

一、(省略) 且又、那賀郡所々林并留添之内、百姓請込山々子細有之候ハ、可申上旨、右同年御尋、夫々申出候上、面々ニ被仰聞申上候段違御耳候処、被聞召上旨、右之通木頭御奉行中へ被 仰出之

一、(省略) 且又、三好郡在々・阿波郡伊沢村并留添之内ニ、百姓請込山々子細有之候ハ、可申上旨、右同年御尋夫々申出候上、面々ニ被 仰聞申上候段違 御耳候処、被 聞召上候、右之通御林奉行へ被仰出之

傍線部は、「新林」と(野山等における)五木の伐採をいずれも禁止し、「新林」の伐跡も御林解除はないとする内容で、以後、基本的に天和三年の触以前のよう

に、「新林」も御林として維持するようになった⁽²⁴⁾。こうした方針撤回からは、第一に三年半前の新林解除をめぐって、現場では大きな混乱が発生したと想定することができる。おそらくは、新林を早く伐り出すことで、村の野山として取り戻そうとする百姓側の動きを、各地に惹起させる契機となったのではなからうか。ちなみに、省略部分は傍線部とほぼ同文である。

各箇条で異なる「且又」以下の部分では、①那賀郡・三好郡在在および阿波郡伊沢村の、「御林並留添」の中にある「御検地請之田畠」は、「切替畑」なみに稼山として下し置くように指示したこと、またこれに応じて百姓からも申出があり、申出内容には「不埒之儀」もあったがそれについては目をつぶり、「稼山」を許可すること、②那賀・三好・阿波三郡で同じく「御林并留添」の中にある「百姓請込山」⁽²⁵⁾については、いずれも百姓からの申上通りに許可する旨が伝えられている⁽²⁶⁾。三年半の間に一挙に噴出してきた地元百姓の要求―稼山や「百姓請込山」としての利害確保―については、藩側もある程度保証せざるを得なかった、とみることができよう。

第二に指摘できるのは、新林の維持という今回の決定がだされたことの意義の大きさである。とりわけ伐木後でも新林の「御明」なしとする決定は、三年半前の方針転換を否定するものであったが、その意図を越えて、事実上、これ以降、御林が解除されることはないことが明示されたことになろう。以後、御林は増えこそすれ減ることはない。つまりこの新方針は御林が増加の一途をたどる一背景となったのである⁽²⁷⁾。

(3) 野山と御林

一方、一七世紀後半以降、新林とならなかった野山に対しても、藩の取締が浸透していく。これは天和三年(一六八三)の触が、新林および五木伐採を同時に内容としていたことを契機としている。そこで、五木伐採禁止の触が貞享二年(一六八六)に出されて以後の野山の状況についても検討したい。

まず、元禄九年(一六九六)六月一八日には、野山での「五木伐跡」あるいは五木の生え難い山について、地元各村中が制道し、生え立てるように命じる触が出された。

【史料14】『藩法集』一六〇一

一、御林奉行共申聞候は、御國中野山五木之伐跡又は前かとなり難生山之儀、其村中より随分制道仕、生立候様ニ可仕候、向後枝下シ之節は三分、根伐之節ハ拾分一、所へ可被下旨被仰付候ハハ可然之旨申聞候、三步と有之候得とも八分二可被下候條、得其意右之通郷中有来通相触可申由申渡之候

ここでは五木生育を奨励する一方で、枝下しや根伐の一部が村中に下付されている点が注目される。つづく元禄一六年(一七〇三)三月一八日には、野山での五木生育推奨策後、松がよく生育している山があるものの、いまだ生育しない山も多いという状況をふまえ、次のような郡奉行の問い合わせが上申された。

【史料15】『藩法集』一六〇九

覚

一、在々野山五木立可申旨、先年御国奉行之節御触被成候、枝落四分一、根伐拾分一、其村へ可被下旨被仰出候、松能渡候山も御座候、今以明通松渡不申山も多御座候、依之私共存寄左ニ申上候

一、撫養・瀬戸中野山能松渡居申候、此分は唯今之通可被下置哉、但枝落増可被下哉之事

一、板野・阿波・麻植・名西・名東・勝浦・那賀右七郡村々野山内二も能松渡居申候山之義ハ瀬戸中同断、明通松生不申山之義ハ各別被仰付有御座度奉存候

右之通、唯今迄明通松生不申山之義ハいつれも今之通ニて可有御座様奉存候、精出はやし立候ハハ、枝落ハ八分、根切ハ式歩、御用ニ御切せ被成候刻ハ、末木枝葉右之通其村へ被下置候ハハ、はやし立可申様奉存候、左様御座

候ハハ薪多罷成、又ハ勸農御用木等も其村々ニて丈夫ニ相調、百姓共勝手能、御為ニも罷成可申様奉存候、此段存寄申上候

右存寄承届、郡御奉行へ左之通申渡候

一、在々野山、此已後五木林二被仰付、枝落真木等百姓共被下義御林御奉行
二申渡候、委曲彼面々手前被承届上、御國中可被申触候

ここでは、松がよく生育している野山がある撫養・瀬戸中やその他七郡において、その松を従来通り下げ渡すのか否か、枝落としを下付する割合を増やすのか否か、また松が生えない山に対しては対処を命じるべきであることが問い合われている。郡奉行側は、精を出して五木をはやした場合、下付分について枝落としては八割、根切は二割に増加させ、また御用伐出後の末木・枝葉は村にすべて下付にすれば、百姓らの意欲も向上し木も生育し、薪も多く、また勸農御用木も村もとで確保でき、百姓にとっても藩にとっても都合がよいだろうとしている。つまり、野山での五木の生育がよい場合には、百姓側に多少の優遇処置すべきであることを提案しているのである。これをうけ家老側は、野山を五木林にし、枝落し等は百姓らに下げ渡すことを、御林奉行に命じ、その内容を郡奉行に伝えている。

以上から注目される第一は、五木生育の内容である。ここではまだ苗を植えるというような植林を意味する表現は出ていない。しかし、従来のように伐採を禁止するだけでなく、「生立」「はやし立」てるために、枝落としを行い、(枯木の)根伐を行うことよって、五木の生育をはかるといふ育林的要素が芽生えていることを看取できよう。逆にいえば、こうした育林的要素が、(御林の拡大とリンクしながら出されてくる)野山における五木確保の文脈の中で、はじめて現れ始める点は注目してよいだろう。

第二は藩側が従来の野山における五木の保護・育成をさらに一歩進めている点である。立木と枝落としという野山の利益の二重性に着目し、立木は御用木とし、一方で枝落とし等を一定の割合で百姓に下げ渡すということで、野山をめぐる藩と百姓側との間に発生する利害矛盾の解消を図ろうとしたのではなからうか。

しかし、村々の反応はまちまちであった。

【史料16】『藩法集』一六二〇

郡御奉行共へ申聞候覚

一、南北村々野山、前々より五木林二被仰付、猶又木生し不申村々ハはやし

候様二近年被仰付候処、百姓共精二入はへ申所も有之、いまた木生し不申村も有之由、其村々委細御林奉行共申聞候、今以はへ不申村は随分致制道、木生シ候様二可仕候、此上ニてはやし不申候ハハ、山取上ケ、他村之者共二申付候様二急度可申付候事

一、近年新御林二被仰付候村々、其所之者共制道仕候得共、御触承知不仕旨外村之者共申候ハハ、草木刈取候由相聞不届之事情、此後左様之者有之候ハハ其村へ預ケ置、早速御林奉行方へ可申届候、並野山へ入込草刈候者共小ばへノ木をも刈取候故、第一野山林木生しかたき之由令承知候、其処之者共致制道候ても承引不仕、小はへ刈取者有之候ハハ、其村へ預ケ置、是又右御奉行方え可申届候事

一、山焼候義前々より堅停止被仰付置候処、今以相止不申候(以下略)

右之通堅相守可申候、若不埒之者有之候ハハ其科可被仰付旨、郷中急度可被相触候、尤此段御林奉行共へも申聞置候、以上

十一月十三日

これは宝永七年(一七一〇)に家老から郡奉行に対し、郷中に触れるよう命じられた内容である。同様の内容が御林奉行にも伝えられている。一条めでは、五木林生育について、百姓らが精を入れている場所もあるが、いまだ木が生育していない村もある状況を御林奉行が把握していること、以後もなお五木生育させるように村々に命じるとともに、もし五木を生育できなければその村から野山を取り上げ、他村に与える、と厳しく五木生育を求めている。こうした事態の背景には、あえて五木の生育に心をくだくよりも、村周辺の雑木山である野山から、薪炭および稊・下草をなおも確保しようとする村々の事情があったのではないか。そのことは二条めに、よく看取できる。

二条めでは、「新御林」の取締をその「所之者共」が実施しているが、他村の者が勝手に山に入り、草木を刈り取る場合があり、こうした者がいた場合には、その者を当該の村で預かり御林奉行に報告すること、また「野山」に入り込み草刈りする者が小さな木を刈り取ってしまい、野山に林木が生育しないので、これについても同様に報告することを命じている。新林の場合は草木を刈り取ること自体が、野山の場合は「小ばえの木」を草刈時に刈り取ることが、それぞれ問題視されているが、新林・野山のいずれにおいても、村々によって草木を刈り取る山と想定されているのである。

一方、御林の側においても、この段階に至ってもなお、御林の盗伐はあとを絶たなかった。

【史料17】『藩法集』二二八八

一、御国中所々御林諸木并下草等、近年八度々盗取候、其上大勢催シ伐取候仕形も有之段、其処之庄屋・五人与共常々不政道故右之通二候、向後件之族於有之ハ本人ハ不及言、庄屋・五人与稠敷遂吟味、科之御沙汰可有之候條、此旨相守小百姓ニ至迄堅可申付旨、屹可被申付候、以上

未九月

右之通郡御奉行二九月三日於会処申渡候

正徳五年（一七一五）九月の触であるが、ここでは御林の諸木・下草を、「大勢」で一斉に伐採しようとする、いわば「村ぐるみ」の盗伐があちこちで起こっていた。だからこそ、本人のみならず本村の庄屋・五人組もその責任を問われている。

(4) 小 括

徳島藩における、一七世紀後半の御林拡大をめぐる動向を、以下に整理しよう。
①一七世紀後半、徳島藩では御林を新たに拡大していく動向が展開し、新たに御林に設定された山を「新林」または「新御林」と呼んだ。

②しかし新林に取り込まれた部分は、それまで村々の「野山」で、薪や秣肥など生活に不可欠な雑木山であった。それ故に、村々では新林の用益をなおも確保しようとする動向が存在した。御林の拡大か、野山の維持かをめぐって、藩側と村側との間で大きな矛盾が存在したのである。

③寛文一二年（一六七二）には、かかる事態を藩側も想定し、御林取り込みが「百姓共迷惑」にならぬように図り、かつ前年の一年には承応二年（一六五三）に触れられていた七木禁止を解除するなど、村々の側に対して一定の配慮を示さざるを得なかった。しかし、本質的な矛盾の解消には至らなかった。

④こうした状況の中で藩側は、天和三年（一六八三）に i 新林伐採後の野山化、および ii 五木の根伐を命じた。新林での用材と、御林以外での五木伐採という点で、藩はある程度の御用材を確保すれば、あとは百姓側の利用権を認める方針を打ち出したこととなる。この触をきっかけに、新林を伐出すことで野山復活を果たそうとする百姓側の動向が惹起するなど、大きな混乱が生じたと推測される。

⑤したがって、この方針は三年後に撤回されたが、それは単に天和三年以前への回帰に留まらなかった。一つにはこれ以後、いったん御林となった山が設定解除（御明）されることなくなった点、今一つは従来の五木伐採禁止だけでなく五木伐採後の「生立」という育林的発想が芽生えた点である。後者は枝落の多くを百姓らに下付することをテコに、五木生育の拡大を図ろうとしたものであった。しかし現実には、一部で枝落等を薪として販売する場合はあったものの、全面的に育林が展開するには至らなかった。それはあくまで五木は御用木であり、百姓の育林的意欲を高めるには至らなかったからではなからうか。

むすびにかえて

徳島藩における御林制度の展開を一七世紀を中心に検討してきた。まとめは各章の小括に譲るとして、以下、その後も展開する御林拡大状況を確認しておこう。次の史料は、享保七年（一七二二）二月三日、御蔵奉行と御林奉行の双方に命じられたもので、その内容は、山里空地の新林登録の願書が（村から藩に）提出された場合、従来は双方で立ち会い見分を遂げて許可を与えてきたが、それでは煩雑であるので、以後、御林奉行で見分を遂げるだけで御林に命じてよいという内容である（御蔵奉行は事後に見分）。

【史料18】『藩法集』一六二七

一、山里空地新林願之義、御蔵奉行請持、御林奉行立合申談遂見分、可然所ハ双方より申出承届候上、御林ニ被仰付来候、然共、双方見分仕義御用ニ指支難相調、右願年々相滞、其俣空地ニて罷在、不成御為趣二候、依之、右願出候義ハ只今迄之通、件之場処見分之義ハ双方不及立合、先御林奉行迄遂見分、御林ニ被仰付可然処ハ申出承届候上、可被仰付候、追て御蔵奉行遂見分、相障義も有之節は双方申談可申出旨、覚書ヲ以双方へ申渡候

既に宝永七年（一七一〇）九月七日に目論見方萱野敷が御蔵所付きになり、同日に郷中空地も御蔵所付きでその吟味も御蔵所で行うことになった。これに連動して、同月二五日にはここで対象となっている山里空地についても御蔵所付きとなり、山里空地の新開や新林化も、目論見奉行ではなく御蔵所に（村々から）申し出るようになっていた。さらに翌正徳元年（一七一）六月三日は御林内の空地新開の場合も御蔵奉行が、願いを受け見分する主体に命じられている²⁸。した

がって、享保七年の触は、新林化の許可は、御蔵奉行ではなく御林奉行が優先的に担うことを決定した内容と理解できよう。

このように、その後も御林拡大が目指されている。その上で問題となるのは、「山里空地」とはどのような土地かという点である。詳細は実態分析を待たねばならないが、少なくとも、宝永七年の触では山里空地を新開する場合と新林にする場合とが想定されていることから、村周辺の木材伐採跡地ないしは雑木山である可能性が高いのではなからうか。

ところで、村々はなぜこうした土地をわざわざ「新林」や新開を願ったのだろうか。当該期には一方で野山を確保しようとする動きがある中で、その背景を解明する必要がある。その全面的考察は、別の機会に譲らざるをえない。現在、把握できる史料でその実態がわかるものは少ないが、管見の限り御林化の過程がわかる史料を以下に掲げ、その可能性を考えてみたい。

【史料19】『藩法集』二二二八

一、木頭御奉行長谷川六右衛門・上里才右衛門・久米六郎兵衛申聞候ハ、木頭之内野山分、左之通此以後御差留、御林ニ可被仰付哉、存寄之趣申聞候由ニ付、承届、存念之通可申付旨、申渡之

一、木頭野田久保御林より下御朱印谷之方たひヶ谷之方すたれにて野山分御留之事

一、同所海河谷野山之内東俣分御留之事

元禄二年（一六八九）十一月二八日、木頭地域の二つの野山について御林に取り込むことを、木頭奉行三人が家老に対して上申、家老がそれを了解した申渡書である。管轄の別こそあるが、御林化の最終確認は、目路見奉行・蔵奉行あるいはこの場合のように郡奉行系統の木頭奉行が家老に上申することによってなされている。

【史料20】森江勝久『日野谷村の歴史』（私家版、一九九五年）五二二頁

正徳三年十月十六日横石村自分林梢代銀指上帳（村史野々宮武一所蔵）

大針西ノへら	一壺反程	長左衛門（印）
同	一壺反程	益右衛門（印）
同	一壺反程	六重郎（印）
同	（中略）	
杉しやう	一壺反程	三郎右衛門（印）

西坂 一壺反程 与市兵衛（印）
御い谷 一壺反程 磯右衛門（印）

（中略）

梅久保道 一百五拾歩程 貞平（印）
中山 一式拾歩程 徳兵衛（印）

（中略）

花さい口わかびさて 一九反程 義左衛門（印）
町数七町壺反拾歩程 此梢代式拾壺勿四分、但壺反二付三分宛

右は当村稼山五歩一指上申二付御留山ニ罷成候、依用水道具・薪道具無御座候故、牛飼野こゑ草山之内ニ而真木之類并雑木植等仕可申候、相応梢代銀御極被遊、毎年被為召上可被下旨被為仰付、難有土地割当梢代銀壺反二付三分宛被仰付、御請仕帳面指上、右運上毎年十月切ニ無滞指上可申候、以上

正徳三年巳ノ十月十六日

横石村庄屋 若左衛門（印）
同村 五人組 久五郎（印）
同 五郎兵衛（印）

成川理兵衛殿

横石村（現那賀町相生）では、もともと稼山が存在し、藩に「五歩一」を上納してきたが、正徳三年（一七一三）の今回「五歩一」上納を断念した結果、藩から稼山を「御留山」に命じられた。しかしそれでは用水道具等を確保する場がないため、代わりに村内の牛飼野肥草山に真木・雑木を植え、その面積に応じて「梢代銀」を上納することを誓約する内容である。残念ながら原史料を確認できていないが、この史料は次の点で、重要なことをわれわれに伝えてくれる。第一に、百姓の「稼山」には「五歩一」が賦課されていたこと、第二に野山や「稼山」が御林に取り込まれる背景としては、五歩一などの賦課に対して、稼山を藩に返納することでその負担を軽減したいという村側の事情があったことである²⁹。

第三に、名目としては「用水道具・薪道具」確保のためであるものの、新たに村の草山に植林することが要求されているように、明らかに材木や薪炭として産出していく山が拡充されている点である。材木・薪炭需要の高まりの中で、藩に五歩一を徴収されるよりも、反あたりで運上銀三分を上納するほうが負担が少なかったであろう。しかも、ここでの主体が単なる「村」ではない点が第四に特筆される。つまり、ここで村の草山の一部が、梢代銀を上納している個人の「自

分林」なっていることから考えて、村共同体と、材木・薪炭産出を企図する「自分林」所持者との間には、大きな村内矛盾もまた発生していたことになる。

このように、御林拡大の背景には、藩側の御用木確保の一方で、こうした材木および薪炭需要の高まりのもと、株・刈敷といった農業利用から林業的利用への転換が進行する中で、材木・薪炭産出の拡大をめざす「自分林」所持者の動向があったのではないか⁽³⁰⁾。

本稿では、触を中心に近世前期の御林の展開を検討したため、地域の中での、①御林番人による(資源管理も含めた)御林支配の実態、②請負人による利用形態、③御林と地域との関係等、御林をめぐる社会的諸関係の解明は、すべて今後の課題として残されている。林業地帯として形成されていく木頭地域とその他の地域との類型論的把握等も含めて、他日を期したい。

註

- (1) 津川正幸「近世木頭林業」『関西大学経済論集』六巻五号、一九五六年。
- (2) 徳島県『徳島県林業史』(半田良一・有木純善他執筆) 徳島県林業史編さん協議会、一九七四年。
- (3) 有木純善『林業地帯の形成過程——木頭林業の展開構造——』日本林業技術協会、一九七四年。
- (4) 藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』創文社、一九六二年。
- (5) 国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』(文書番号二五五～一五)。
- (6) 『阿波藩民政史料・下』徳島県、一九一四年、一九六〇頁。以下、本文のように略す。
- (7) 蜂須賀家政。蓬庵は、家政の子初代藩主至鎮の死後、元和六年(一六二〇)から幼年の嫡孫二代忠英の後見を勤めていた(忠英元服の寛永四年(一六二七)まで)。
- (8) 高橋啓『近世藩領社会の展開』溪水社、二〇〇〇年、一四頁・表二「徳島藩の軍役負担」参照。中でも慶長七年(一六〇二)六月伏見城修復、同一八年(一六一三)禁裏仙洞御所造営、元和八年(一六二二)大坂城普請、寛永一六・二〇年(一六三九・四三)江戸城普請、慶安三年(一六五〇)江戸城西ノ丸普請では、それぞれ材木が徳島藩から公儀に献上されていることが確

認できる(『阿淡年表秘録』『徳島県史料第一巻』徳島県、一九六四年所収)。
(9) 藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』創文社、一九六二年。漢数字は掲載番号。以下、本文のように略す。

(10) 前掲註3『林業地帯の形成過程』九〇頁で有木純善氏は、海部郡百姓を、海部郡の浦々の百姓と理解し、彼らによる山の伐採・流通に対する許可とみているが、氏も指摘するように当時の海部郡は木頭地域を含んでおり、「海部郡百姓」を無前提に浦々百姓とまで読み込むことは慎重でありたい。ここでは、むしろ御留山とそれ以外の山との区別を明示したものと理解している。

(11) 木頭中島奉行がこの時点で存在していることから、すでに十七世紀中頃には、木頭地域は木材産出の一大地域であり、その掌握について藩が積極性をもって見たことが看取される。なお、木頭中島奉行は、のちの木頭代官に継承されると考えられるが、この段階では郡奉行系統とは別の支配系統であることがわかる。

(12) 『藩法集』二二二。ただし、一九世紀初頭のように、これを登録する動きはない。

(13) 「御家老公被申渡候一卷并郡奉行共方々時々申達相極候郡方記録ノ壹」(国文学研究資料館所蔵『蜂須賀家文書』二八七～) Ⅱ『阿淡御条目』二二二(阿淡御条目)『徳島県史料第二巻』徳島県、一九六七年)。

覚

一、今度在々野山分松・柗・楊梅・杉・檜五木、自今以後御留被成候、然共正月門松之義ハ如例年野山二而有来通可仕旨、賀嶋主水被申聞候二付、在々相触申候

子極月三日

右八年号相知不申、寛文記録之内二御座候

なお、寛文一二年(一六七二)にも、「御国中野山分」での松・柗・杉・檜・楊梅の五木の伐採禁止が再確認されるが(後述)、下蒔・下草は従来通り用益可能で、野山のうち「百姓かせき山」は五木保護対象外とされている。

(14) 『藩法集』二二二六。

(15) 『藩法集』一五四九。

(16) 『藩法集』一三三〇。同じ内容を含む指示が、六月一三日に国奉行にも申渡されている(『藩法集』二二三四)。

- (17) 分一制度の展開については、別の機会に検討したい。
- (18) 留山と留林との区別も難しい。ただ、bが留山と添林をあわせ、あらためて「御留林」とされている点をふまえれば、山だけでなく林の状態をも含むものを「留林」と呼んでいるのだろうか。
- (19) 「御明」となった場所が、その後どのように利用されたのか詳細は不明である。しかし地元百姓の利用に供された可能性が高いと考えている。
- (20) 前掲『阿淡年表秘録』一五七〜八頁。三代藩主光隆の奥方と前年二月に生まれたばかりの千松丸(のち四代綱通)は本郷の小笠原信濃守下屋敷に避難、二一日に芝の中屋敷に入っている。
- (21) 同日に家老山田・賀島から木頭代官にあてて、①那賀川筋で商人が仕出す松・檜・榎・黄檜・柏・楠に対し四分一、②浅木・梧(青桐)・桑・朴・とち・竹・炭の仕出しには五分一を徴収すること、③「半材木」で代銀で徴収せざるをえない場合には中島浦での相場に依ること、④材木を大坂へ差し出す場合には、問屋仕切値段から分一を徴収すること、⑤薪は一〇〇石あたり口銀二〇目を徴収することが指示されている(『藩法集』一三三七)。大坂からの材木需要等の高まりに呼応して、木材をいっそう伐出させながら、そこから分一徴収によって利益を得ようとする藩側の思惑を読み取ることができる。
- (22) 延宝三年(一六七五)六月二十八日には、勝浦郡川筋より出す諸材木・薪・玉滑の盗木について、本人だけでなく、主人や庄屋も過銀一〇匁、および村中からも過銀四三匁を徴収することが命じられている(農林省編『日本林制史資料徳島藩・宇和島藩』朝陽会、一九三〇年、のち臨川書店復刻版、一九七一年、五五〜五六頁)。
- (23) 『藩法集』二一九〇。
- (24) 元禄四年六月にも長谷川主計から「野山新林・五木林伐明共先規之通御林ニ被仰付候間、伐取申分御停止ニ被仰付」と御林伐採禁止が再度触れられている(『御仕置御家老御書附を以被仰渡候郡所記録』前掲『蜂須賀家文書』二八六〜一)。
- (25) 津川氏の「稼山」のとらえ方については、前掲註3有木『林業地帯の形成過程』(第二章)で、疑問が呈されている。「稼山」や「百姓請込山」の内容については、実態面から別途検討したいと考える。
- (26) ここでは同内容(傍線部)が各奉行に触れられ、対象の違いに対応して続

く部分に既述の違いが見られる。ここから逆に当該期における各奉行の管轄区分が判明する。①御林周辺の検地帳登録田畑については郡奉行管轄、御林とその周辺の百姓請込山については②那賀郡では木頭奉行管轄、③他郡では御林奉行、である。

- (27) ちなみに新林以前からの御林については、その後も御林解除があった可能性はある。例えば、元禄一六年(一七〇三)勝浦郡殿河内山が「御留山」に命じられたが、それとの関わりで名東郡上下佐那河内・名西郡上山・神領は「御赦免」となり、延宝五年(一六七七)以来のようにせよとの「御赦免之証文」が下付されている(前掲『日本林制史資料徳島藩・宇和島藩』一四九〜一五〇頁)。「御赦免」が留山解除を意味するのか、この時に「留山」となることが回避されたことを意味するのか、判断が難しい。御林であれば具体的な御林名が記されるだろうし、延宝五年の稼山許可がどういった理由でだされ、その後の状態も不明である。ともあれ、御林解除はその後については管見の限り確認できない。おそらく新林以前の御林についても「明山」にしていくのではなく、むしろ御林を維持していく方向であったのではなからうか。
- (28) 『藩法集』一六一五・一六一六・一六一八・一六一二。
- (29) 拙稿「近世前期の祖谷山請負商人と大坂」(塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂、二〇一〇年)でふれた、寛文一一年(一六七二)の祖谷山百姓による藩への柚山献上願い(最終的には願い下げ)も、「柚山」=「御年貢請込山」の負担軽減から出されたものであった。

- (30) 御林拡大の問題ではないが、武蔵国西川地方では、一七世紀後半以降、木炭生産・用材生産の展開に伴って、切替畑の付属林野による入会地への侵食が拡大し、入会地利用が圧迫されていく動向があったことが、既に指摘されている(加藤衛拓『近世山村史の研究―江戸地廻り山村の成立と展開―』吉川弘文館、二〇〇七年、第二章)。

【付記】本稿は、二〇一二年科学費補助金(若手研究(B))「近世阿波における山村の地域特性に関する構造論的研究」(研究代表者・町田哲、課題番号・二二七二〇二四八)による研究成果の一部である。なお近世前期の徳島藩政の展開および御林関係史料の所在について、徳島市立徳島城博物館学芸員・根津寿夫氏より種々ご教示を得た。記して感謝申し上げます。

The Regulation of Forest Preserves (*Ohayashi*) in Seventeenth Century Tokushima Domain

MACHIDA Tetsu

This study investigates the regulation of forest preserves, called *ohayashi*, in Tokushima Domain in the seventeenth century, through an examination of domainal regulations. The material needs for establishing a system of government—such as the construction of a castle, official residences, and naval shipbuilding—necessitated Tokushima Domain to secure large quantities of construction timber. In order to obtain this timber, the domain established forest preserves (*ohayashi* and *tomeyama*), and began to designate exceptionally fine individual trees as *goboku* and *shichiboku* (the lord's trees), thereby forbidding its harvest without government permission.

As the seventeenth century progressed, the domain tightened its regulations, establishing new forest preserves (*shin-bayashi*) in mountains (*noyama*) previously open to public harvesting in an attempt to conserve what timber remained there. However, since villagers had been exploiting the resources of these mountains (*noyama*) freely—for use as fuel, fodder, and fertilizer—the timber on certain mountains became exhausted by the latter half of the century, intensifying the conflict between the domainal lord and peasants over the use of mountain resources. Although the domain sought to appease the peasants by granting permission to use forest preserves not earmarked for the lord's use, and encouraged the cultivation of *goboku*, such initiatives could not resolve the fundamental issues at stake.